News Release

平成３０年７月３１日

キャッシュカード振込機能の利用制限について
（還付金等詐欺の特殊詐欺防止対策）

株式会社秋田銀行（頭取　新谷 明弘）では、平成３０年８月２０日（月）より、キャッシュカードによるお振込機能の制限の対象となるお客さまの年齢を変更することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

今年度に入り、６５歳以上７０歳未満のお客さまを対象とした還付金詐欺が増加しております。これを踏まえ、利用制限となるお客さまの年齢を７０歳以上から６５歳以上へ変更させていただきます。

対象となるお客さまにはご不便をおかけいたしますが、大切なご資産をお守りするための取組みとして、何卒ご理解をいただきますようお願い申しあげます。

今後もお客さまの大切なご資産をお守りするため、特殊詐欺被害防止に向け取り組んでまいります。

記

１　対象となるお客さま

６５歳以上のお客さまのうち、ＡＴＭで過去３年間当行キャッシュカードによるお振込がないお客さま

２　利用制限の内容

対象となるお客さまの当行キャッシュカードによるＡＴＭでのお振込を停止させていただきます。

（注）　キャッシュカードによるお預入れやお引出しは、従来どおりご利用いただけます。

３　開始日

平成３０年８月２０日（月）

４　その他

対象となるお客さまで、ＡＴＭでのキャッシュカードによるお振込をご希望される場合は、次の書類等をご用意いただき、お近くの当行本支店窓口にお申し付けください。

(1)　対象となる預金口座のキャッシュカードまたはご通帳
(2)　対象となる預金口座のお届出印鑑
(3)　運転免許証や健康保険証等ご本人さま確認書類

（以　上）

秋田銀行
地域とともに歩み、地域の発展とともに栄える